東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成21年度 不適合管理委員会報告情報(平成21年11月19日(木)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象にな ります。

平成21年11月19日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分
 該当なし

 区分
 該当なし

 区分
 該当なし

 その他
 3 件

NO.	号機等	不適合件名		備考
1	3号機	熱交換器建屋地下1階および南側洞道のケーブルトレイにおいて、不具合(カバーボルト脱落、 貫通部処理不良)が認められたため、当該箇所を補修。	D	
2	3号機	残留熱除去機器冷却系試料採取シンクにおいて、排水ライン(塩化ビニール管)が折損している ため、当該ラインを補修。	D	
3		換気空調設備冷凍機冷水ポンプ(B)電動機点検において、電動機ベース部にヒビ割れが認められたため、当該部を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例		
区分	法律に基づ〈報告事象等 の重要な事象	・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など		
区分	運転保守管理上、重要な 事象	・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 *安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 *管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など		
区分	運転保守管理情報の内、 信頼性を確保する観点か ら速やかに詳細を公表す る事象	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など		
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など		

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、 点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置 を講じることとしております。

*不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

法令、安全協定に基づ〈報告事象 プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象 :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象

定期検査工程へ大きな影響を与える事象 国の検査等で指摘を受けた事象 В :運転監視の強化が必要な事象

品質保証の要求事項に対する軽微な事象 C

D : 通常のメンテナンス範囲内の事象

対象外:消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所·広報部·行政広報グループ 電 話 0240-30-7802